

## I. 排出ガス試験及び騒音試験等の依頼等手続きについて

排出ガス試験及び騒音試験等（以下「試験」という。）の依頼手続きは、この案内に基づき実施します。加速走行騒音試験の詳細については、「加速走行騒音試験の注意事項」もご確認ください。

### 第1 試験依頼手続き

1. 試験依頼は、受験する検査所（東京・大阪）の窓口で受け付けます。受付時間は、月曜日～金曜日（祝祭日を除く）の9時～17時（12時～13時を除く）です。なお、郵送での受付も可能です。

2. 試験依頼に必要な書類（受付時に一括で提出してください。）

（1）試験依頼書 ※受付後に確認印を押した試験依頼書の写しを控として返戻します。

（2）車両諸元表

（3）受験車両に係る証明書

○並行輸入車の場合 : 「自動車通関証明書原本」（確認後に返戻します。）

○新型車による改造車等の場合 : 「完成検査証明」の写し

○使用過程車による改造車等の場合 : 「自動車検査証」の写し

（4）その他、試験の種類に応じて資料等をご提出いただく必要があります。

#### 主なその他の資料等

○試験車両の車両重量が不明な場合 : 「試験車両の重量証明書」

○エンジン始動方法が複雑な場合 : 「試験車両のエンジン始動要領」

○重量車を試験する場合 : 「試験車両のエンジン性能曲線図」

○二輪自動車のW M T C試験の場合 : 「最高速度の証明書」（クラス 3-2 以外は必須）

○貨物車のW L T C試験の場合 : 「技術的<sub>最大</sub>許容質量」

注1) 「車両諸元表」は、記入漏れ及び間違いの無いよう注意して下さい。なお、試験実施後に設定条件となる数値に間違いがあることが判明した場合、いかなる理由があっても訂正はできません。また、その他の記載についても試験時の事実と異なる場合や誤記であった事実を立証出来ない場合、訂正は出来ません。

注2) 車両諸元表に記載する「車両重量」について

「車両重量」は、次の※「車両重量 (kg)」により測定した車両重量を記載してください。

※ 「車両重量 (kg)」: 道路運送車両の保安基準第1条第1項4号の規定による空車状態

(原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し、及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう)の車両重量を「車両重量」といいます。

#### 〈受付窓口〉

一般財団法人 日本車両検査協会

○ 東京検査所 〒114-0003 東京都北区豊島7-26-28 (2F)

TEL 03-3912-2361 FAX 03-3912-2208

○ 大阪検査所 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町2-66-2

TEL 072-233-2001 FAX 072-233-2002

## 第2 試験実施予定日等

試験実施予定日、試験自動車の搬入時間等は、試験実施予定日の5営業日前までに当協会担当者から試験依頼者に連絡します。

## 第3 試験手数料等の納入

1. 試験手数料、試験結果成績表発行手数料及び消費税（以下「試験手数料等」という。）は、別途定める「手数料金表」の通りです。
2. 試験手数料等は、試験実施予定日の4営業日前までに、次に掲げる受験検査所の銀行口座にお振込下さい。

〈振込先〉

○東京検査所	①三井住友銀行	王子支店（普通）0920672
	②三菱UFJ銀行	王子支店（普通）4164278
	・口座名義	一般財団法人 日本車両検査協会 東京検査所
○大阪検査所	三菱UFJ銀行	堺支店（普通）5608043
	・口座名義	一般財団法人 日本車両検査協会 大阪検査所

※ 銀行への振込手数料は、試験依頼者の負担でお願いします。

3. 試験手数料等の領収証は、銀行発行の振込受領書をもって領収証に替えさせていただきます。但し、特に領収書を必要とする方は、受付にお申し出下さい。
4. 依頼名義人と振り込み名義人が異なる場合は、必ず振り込み時に受験検査所に連絡して下さい。

## 第4 車両の搬入出及び試験の立会

試験実施の際に、受験車両の取扱方法等をご確認する場合がありますので、出来るだけ試験依頼者や整備担当者の立会をお願いいたします。ただし、他の受験車両の機密保持や公正な試験実施を理由に試験室への立ち入りは原則禁止していますので、試験中は別室で待機していただきます。受験車両の搬入出の際は車両の傷やへこみ等は両者立会いの下で確認します。なお、試験依頼者の立会が無い場合は、輸送業者等を試験依頼者の代理として確認を行います。

## 第5 受験車両の使用燃料

別添「排出ガスの注意事項 2.」をご確認ください。

## 第6 再試験

排出ガス試験を行った結果、測定値が規制値を超過して不適合になった受験車両（輸出、NOxPM法、重量車を除く）、試験車両に起因する不具合等により排出ガス試験を継続することが不可能になった受験車両については、1回に限り再試験を受けることができます。ただし、再試験を受けることができる期間は、不適合になった日から起算して3ヶ月以内とします。期限を過ぎると再試験の権利は消失します。

なお、騒音試験は、規制値を超過した場合は不合格となり再試験はありません。

## 第7 試験依頼書を提出した車両の変更

1. 試験依頼書を提出した車両を変更する場合には、改めて変更する車両に係る「試験依頼に必要な書類」を提出してください。ただし、再試験時の車両の変更は出来ません。また、変更前の受験車両の試験依頼は取消しになります。

## 第8 試験実施予定日の変更

1. 試験実施予定日の変更が必要な場合は、受験する受験検査所にご連絡ください。ただし、試験実施予定日の2日前からは第16. 違約金（キャンセル料）が発生します。

## 第9 試験実施の拒否

次に掲げるいずれかの事項に該当しているときは、試験の実施をお断りします。試験実施前に十分確認して下さい。

- ① 試験手数料等の入金が確認出来ないとき
- ② 試験依頼に必要な書類が提出又は提示されないとき
- ③ 車両諸元が不明のとき、又は車両諸元表の記載に不備があるとき、及び受験車両の諸元が車両諸元表に記載されている内容と相違しているとき
- ④ 試験場に持ち込まれた車両が受験予定の車両でないとき
- ⑤ 「排出ガス試験の注意事項」の点検整備等が行われていないとき、及び内容が不明の装置が装着されているとき
- ⑥ 当協会の係員が、試験を実施することが適切でないと判断したとき
- ⑦ 前各号のほか、正常に試験を実施することが困難であると認められるとき

## 第10 試験依頼の取消

1. 原則として、受付日より起算して未受験のまま3.5ヶ月経過した場合、試験依頼は自動的に取消されます。
2. 当協会に連絡をしないで試験実施予定日に受験しなかったときは、試験依頼を取消した上で第16. 違約金(キャンセル料)を請求します。
3. 試験依頼者は、既に試験依頼の手続きを行っている車両については、試験を行う必要が無くなったときは、速やかに受験する検査所までご連絡ください。

## 第11 試験結果成績表の発行

1. 試験結果成績表は、規制値に適合した車両に対して試験終了日の翌営業日以降に、輸入車の場合には通関証明書の輸入者名で、それ以外の場合は試験依頼者名で発行します。
2. 試験の結果、不合格又は不適合になった車両については試験結果成績表を原則発行いたしません。ただし、特に試験結果成績表の発行を希望される場合は、申し出て下さい。この場合、再試験の権利は消失します。

## 第12 同一型式車の試験結果成績表発行依頼手続

当協会において排出ガス試験又は加速走行騒音試験に合格した車両(排出ガス試験に合格した改造車・重量車を除く)と、輸入者(改造車等の加速走行騒音試験については依頼者)名・車名・型式・装置及び車両諸元が同一の車両(以下「同一型式車」という。)に係る試験結果成績表発行依頼(以下「発行依頼」という。)手続き方法は、次の通りです

- (1) 発行依頼の受付は、受験した検査所で行います。(郵送でも取扱います)  
受付時間は、月曜日～金曜日(祝祭日を除く)の9時～17時(12時～13時を除く)です。
- (2) 発行依頼に必要な書類
  - ① 試験結果成績表発行依頼書：各様式(四輪排ガス・四輪騒音・二輪排ガス・二輪騒音)
  - ② 発行依頼に係る自動車通関証明書原本(確認後に返戻します。)
- (3) 発行手数料
  - ① 発行手数料及び消費税(以下「発行手数料等」という。)は、別途定める「排出ガス試験及び騒音試験等手数料について」の通りです。
  - ② 発行手数料等は、事前に第3に掲げる受験検査所の銀行口座に振り込んで下さい。  
※発行依頼名義人と振り込み名義人が異なる場合は、事前に検査所まで連絡して下さい。

③ その他については、第3の規定に準拠して行います。

### 第13 受験車両の管理等

当協会の重過失又は故意によることが明らかな受験車両の破損・損傷を除き一切の責任を負いませんので予めご了承の上で試験をご依頼頂けるようお願いいたします。受験車両搬入出の際にはキズやへこみ等を両者立会の上で確認することをお願いいたします。

また、受験車両の試験準備作業を行い易いようにご配慮いただき、試験に不要な意匠部品や試験結果に影響がなく、損傷する可能性のある部品等は予め取り外して搬入頂きますようにご協力をお願いいたします。

### 第14 その他の注意事項

- (1) 試験車両の台上での調整については、実施試験の種類に応じて別途定めます。
- (2) 車両諸元表は、記入漏れ及び誤記の無いよう注意して下さい。
- (3) 次の場合、当協会は損害賠償等の責任は負いかねますので予めご了承下さい。
  - (イ) 天災その他の不可抗力により受験車両等に損害が生じたとき
  - (ロ) 適正な管理を行ったにもかかわらず、受託した受験車両等にやむを得ない損傷が生じたとき
  - (ハ) 試験中に点灯した車両異常等の警告灯の解除に係る費用が生じたとき
- (ニ) 当会の試験成績表が不正に使用されたとき
- (ホ) 書類が郵送（宅配）等の途中において紛失したとき
- (ヘ) 試験依頼者及び第三者の結果的損害、付随的損害及び損失利益等の間接的損害

### 第15 試験成績表の取扱いについて

- (1) 成績書発行後に設定条件となる数値に間違いがあることが判明した場合、いかなる理由があっても訂正はできません。また、その他の記載についても試験時の事実と異なる場合や間違いであった事実を立証出来ない場合、訂正は出来ません。
- (2) 試験成績表は、原則として再発行を行いません。ただし、汚損・紛失等の事由により再発行を行う場合は、別に定めます。また、紛失の場合においては、公的な紛失証明書の原本を提示確認のうえ写しを提出が必要です。なお、再発行後に紛失した試験成績表が発見された場合は、必ず当協会に返却してください。
- (3) 試験成績書発行後に諸元訂正を行う場合は、全ての同一番号（枝番を除く）の既発行試験成績書原本の返却が必要となります。

### 第16 違約金(キャンセル料)

- (1) 試験実施予定日直前における日程変更及び取消は理由の如何に関わらず違約金(キャンセル料)を請求します。この場合において、試験実施予定日とは該当する試験を行う上で受験車両が試験実施場所に到着している必要がある最も遅い日とし、試験手数料は税込となります。なお、日程変更の場合は、違約金(キャンセル料)の納付を確認出来た後に手続きを進めます。
- (2) 違約金(キャンセル料金)
  - ・ 試験実施予定日3営業日前の17時までに検査所に連絡があった場合：なし
  - ・ 試験実施予定日2営業日前の17時までに検査所に連絡があった場合：試験手数料の10%
  - ・ 試験実施予定日前営業日の17時までに検査所に連絡があった場合：試験手数料の20%
  - ・ 試験実施予定日当日の試験実施予定時間までに検査所に連絡があった場合：試験手数料の30%
  - ・ 試験実施予定日当日の試験実施予定時間までに連絡が無かった場合：試験手数料の50%

## 排出ガス試験における注意事項

(こちらをご確認ください→ <http://jvia.or.jp/pdf/s/s-01-05.pdf>)

2023. 4. 1

一般財団法人 日本車両検査協会

排出ガス試験の実施は技術基準、審査事務規程別添試験規程（TRIAS）（以下「技術基準等」という。）等に基づき実施します。

検査所に持ち込む前に、次に掲げる事項について確認し、対策を行って下さい。

### 1. タイヤについて

#### (1) タイヤ・サイズ

車両製作者の指定するタイヤ・サイズ（諸元表に記載したタイヤ・サイズ）のタイヤが装着されていること

#### (2) タイヤの状態

- ① 摩耗してスリップが発生し易いものでないこと
- ② 破損していないこと
- ③ タイヤ空気圧は、車両製作者の規定する標準空気圧の状態であること（諸元表記載事項）
- ④ タイヤの表面に水・油等スリップの原因となるものが付着していないこと

### 2. 燃料について

- ① 排出ガス試験時の燃料は、国内で販売されている標準燃料であること
- ② 排出ガス試験時の燃料の量は、燃料タンク規定容量（全量）の50%以上～80%以下の量が注入されていること。※：二輪車WMT Cは、90%以上とする
- ③ Nox・PM法で受験する場合に限り、当協会で準備した燃料（燃料費を別途請求）を使用します。

### 3. 点検・整備について

- ① 試験車両は、点検・整備が実施されていること
- ② エンジンその他の装置には、冷却水、潤滑油、油脂等が定量を充たしていること
- ③ 排気系（エンジン燃焼室から排気管、消音器を含む排気口まで）について
  - 1) 排気系に排気ガスの漏れが無いこと
  - 2) 消音器に設けられた水抜き等は、排気ガスが漏れないように確実に塞がれていること
  - 3) エンジンと排気管、排気管と消音器その他の接合部は、排気ガスが漏れていない状態にあること

### 4. アイドリングについて

エンジンのアイドル調整（アイドル回転速度等）は、車両製作者の定める方法で行われており、正常な状態であること

### 5. 側車付二輪車について

側車付二輪車については、前記までの規定によるほか、次の事項に留意して下さい。

- ① 試験依頼書（車両諸元）の車両種別欄の記載は「小型二輪自動車（側車付）」とします。
- ② 「車両重量」は、側車付の状態での測定した重量とします。
- ③ 「側車付」の写真その他参考になる資料を添付してください。

④ 側車が外せる構造の車両は側車を外した状態で検査所に搬入してください。

## 6. その他

①車両構造・装置が特殊な場合（例：排気管の状態が特殊なため排出ガス分析装置に接続できない場合等）には、試験実施予定日に試験を実施することができない場合がありますので受付時にご相談ください。

②トラクション・コントロール及びABSの解除は、試験依頼者ご自身での対応をお願いしています。また、解除手順を説明した書類等がある場合は提出をお願いいたします。

③試験中に車両異常等の警告灯が点灯し試験終了後も消灯しない場合は、試験依頼者の責任でスキャンツール等を使って解除をお願いいたします。なお、解除に係る費用が生じた場合、当協会では賠償等の責任は負いかねますので予めご了承ください。

## 加速走行騒音試験の注意事項

2023. 4. 1

一般財団法人 日本車両検査協会

1. 加速走行騒音試験（以下「騒音試験」という。）の受付は、東京検査所（二輪、四輪）、大阪検査所（二輪、四輪）で行います。
2. 騒音試験ご依頼における必要書類等は、並行輸入車については「依頼書」「自動車通関証原本提示」「諸元表」「試験手数料」、改造車については「依頼書」「車検証もしくは完成検査証の写し」「諸元表」「試験手数料」になります。各検査所に必要書類を用意しておりますので、ご希望の検査所にてご確認ください。なお、諸元表については原則、試験実施後の訂正は出来ません。記入漏れ、誤記には十分注意してご記入下さい。
3. 騒音試験の実施についてはテストコースを借用して行うため、申請者の都合によるキャンセルや延期等については、実施予定日の7日前までにお問い合わせいたします。また、騒音試験の実施には天候により行えない場合があります（試験条件は乾燥路面、風速5m/s以下他）、この場合には次回の予定日を改めて選定いたしますので予めご了承下さい。なお、テストコース内では、路面や敷地内のものの取扱いには十分注意していただきます様ご協力をお願いいたします。
4. 騒音試験実施場所については下記のテストコースで行います。

### 東京検査所で騒音試験を行う場合

（独）産業技術総合研究所 つくば北サイト

所在地 : 茨城県つくば市大字寺具字柏山1497-1

（一財）日本自動車研究所(JARI) 城里テストセンター

所在地 : 茨城県東茨城郡城里町大字小坂字高辺多1328番23

（予備テストコース）

（独）交通安全環境研究所 テストコース

所在地 : 埼玉県熊谷市大字上之字諏訪木2959-22 （自動車試験場第二地区）

### 大阪検査所で騒音試験を行う場合

泉大津フェニックス内

所在地 : 大阪府泉大津市夕凧町4

（予備テストコース）

舞洲スポーツアイランド

所在地 : 大阪府此花区北港緑地2-2-15

5. 騒音試験実施予定日は2. の申請受付後に決定します。事前の試験自動車の点検・整備については試験依頼者の責任の下で確実に行ってください。当日は予定時間厳守で試験自動車をテストコースに搬入し、試験終了後は速やかに搬出をお願いいたします。(試験自動車の搬入、搬出に掛かる費用については、申請者負担となりますので予めご了承下さい。)

なお、協会指定以外のテストコースでの騒音試験をご希望される場合には、試験料金以外に別途経費が必要となりますので、これらの場合は事前にご希望される検査所にご相談いただきます様、お願いいたします。

6. 騒音試験実施には試験依頼者又は整備担当者の立会をお願いいたします。なお、騒音試験の結果が不合格となった場合、再試験はありません。再度騒音試験を受験する場合は、改めて依頼書を含む必要書類の提出、試験手数料等の納入が必要です。

7. 騒音試験実施時における試験自動車への測定機器類の取り付けについては試験依頼者側と協会側の担当者双方確認の上行ってください(試験実施に伴う試験自動車へのキズ等について当協会は一切補償をいたしません)。試験車両重量については原則、車両総重量となります(協定規則第5 1号による試験を除く)。積載量の多い試験自動車については予め重量が分かる様にウエイトを載せていただく場合があります。

なお、消音器の構造については、騒音低減機構を簡単に取り外すことが出来るものについては騒音試験が行えません。消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法(溶接、リベット等)により結合されていることをご確認いただき騒音試験にお持込みください。

タイヤが車両製作者の指定するもの(諸元表に記載したタイヤ・サイズ)でないもの、トレッド面の残り溝の深さが2mm以下の場合、騒音試験を受けることができません。

大阪検査所で四輪の騒音試験をご希望の場合、テストコース場にリフト等の設備が無いため、試験実施結果適合時は検査所で下回り等の写真撮影を行いますのでご注意ください。

東京検査所で四輪の騒音試験をご希望の場合も、特殊な試験自動車は下回り等の写真撮影をテストコースで行えない場合がありますので騒音試験ご依頼時に事前にご確認いただきますようご協力をお願いいたします。

8. 騒音試験時の天候により試験実施が困難な場合は新たに試験予定日を選定いたします。なお、次の場合には1回のみ騒音試験の延期を認めるものといたします。これらの場合には別紙にて内容をご説明いただく場合があります。

(ア) 試験実施予定自動車が事故または故障により受験が困難になったとき。

(イ) 試験依頼者が海外出張等により不在になるとき及び病気、怪我等の理由で受験が困難なとき。

9. 騒音試験実施結果が基準に適合している場合、加速走行騒音試験結果成績表を発行いたします。(発行には数日から1週間程掛かります。予めご了承下さい。)

10. 騒音防止性能確認標章については、試験依頼者の求めに応じ、有料にて発行いたします。発行をご希望の方は騒音試験依頼時にお申し出下さい。

11. 試験手数料については、試験実施日の5日前までにご入金を確認出来るようお支払い下さい、ご入金を確認出来ない場合、試験の実施が行えませんので余裕をもってお願いいたします。